

貝塚市立学校施設使用条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条の規定に基づき貝塚市立小学校及び中学校の施設（以下「学校施設」という。）を社会教育その他公共のために使用させる場合における使用手続及び使用料の徴収等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用対象施設)

第2条 使用の対象となる学校施設は、運動場、体育館その他貝塚市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が学校教育上支障がないと認める施設とする。

(使用者の範囲)

第3条 学校施設を使用することができる者は、市内に居住する者を構成員に含む団体とする。

(使用の許可)

第4条 学校施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

(許可の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 営利を目的とした使用であると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 学校施設、附属設備その他備品等を破損し、若しくは汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団が使用するとき。
- (5) 学校施設の管理上支障があると認めるとき。
- (6) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

(許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 災害その他の事由により使用できなくなったとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (5) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第7条 学校施設の使用料は、無料とする。ただし、体育館の空調設備を使用した場合の使用料は、30分につき500円とする。

2 前項ただし書の使用料を計算する場合において、その使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分として計算する。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部

又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状の回復)

第10条 使用者は、学校施設の使用を終えたとき、又は第6条の規定により使用の許可が取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会は、使用者に代わって執行することができる。この場合において、その要した経費は、使用者が負担するものとする。

(損害賠償)

第11条 使用者は、学校施設、附属設備その他備品等を破損し、若しくは汚損し、又は滅失させたときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。